



発行 新潟県
第 98 号
 平成25年12月13日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1420 軽油引取税に係る特約業者の指定取消（税務課）
- 1421 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1422 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1423 公共測量の終了通知（監理課）
- 1424 公共測量の実施通知（監理課）
- 1425 公共測量の実施通知（監理課）
- 1426 道路の区域変更（道路管理課）
- 1427 道路の供用開始（道路管理課）
- 1428 道路の区域変更（道路管理課）
- 1429 道路の供用開始（道路管理課）
- 1430 道路の区域変更（道路管理課）
- 1431 道路の供用開始（道路管理課）
- 1432 道路の区域変更（道路管理課）
- 1433 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1434 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1435 都市計画事業の施行（都市政策課）
- 1436 都市計画の変更案の縦覧（下水道課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 69 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）
- 70 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

公安委員会告示

- 114 新潟県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名の変更（組織犯罪対策第二課）



◎新潟県告示第1420号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名
 大和商事 株式会社
 代表取締役 五十嵐 亮造

- 2 主たる事務所の所在地
柏崎市三和町9番7号
- 3 取消年月日
平成25年11月27日

◎新潟県告示第1421号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の中里土地改良区の定款の変更を平成25年12月5日認可した。

平成25年12月13日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第1422号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成25年12月13日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
上越市 頸城土地改良区	頸城	維持管理事業	変更	平成25年12月5日	法第48条

◎新潟県告示第1423号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基準点測量 その他の応用測量
- 2 作業期間 平成25年7月29日から平成25年12月25日まで
- 3 作業地域 上越市(一部)

◎新潟県告示第1424号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成25年12月1日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟市西区五十嵐東一丁目ないし三丁目の全域及び寺尾西三丁目の一部

◎新潟県告示第1425号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、津南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(農業基盤整備促進事業津南第2(反里口地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成25年12月4日から平成26年3月17日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字秋成 地内

◎新潟県告示第1426号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新関水原停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市百津潟新田字往来下32番1から 同市百津字新町1402番1まで	新	(A)6.5～16.0メートル	459.8メートル
		(B)7.0～17.3メートル	457.0メートル
	旧	6.5～16.0メートル	459.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新関水原停車場線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市百津潟新田字往来下32番1から同市百津字新町1402番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月13日

◎新潟県告示第1428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一村尾六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市九日町2843番5から 同市九日町2940番2まで	新	8.6～21.0メートル	294.4メートル
	旧	8.4～21.0メートル	294.7メートル

◎新潟県告示第1429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 一村尾六日町線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市九日町2843番5から同市九日町2940番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月13日

◎新潟県告示第1430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市北鶴島字大畑 190 番 8 から 同市北鶴島字家の本471番3まで	新	10.4～47.2メートル	630.7メートル
	旧	5.0～25.0メートル	606.3メートル

◎新潟県告示第1431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市北鶴島字大畑190番8から同市北鶴島字家の本471番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月13日

◎新潟県告示第1432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市浜河内字赤坂1025番1から 同市小倉字倉が沢甲1668番1まで	新	6.0～57.0メートル	2,265.0メートル
佐渡市浜河内字赤坂 1025 番 1 から 同市小倉字倉が沢甲 1668 番 1 まで	旧	(A)4.2～94.0メートル	2,982.2メートル

佐渡市浜河内字中せ1009番2から		(B)8.0～57.0メートル	1,789.0メートル
同市小倉字倉が沢甲1668番1まで			

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重複

一部区間佐渡市道峠河内線と重複

◎新潟県告示第1433号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下川原地区	上越市大字中正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中正善寺地区	上越市大字中正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中正善寺地区	上越市大字中正善寺	次の図のとおり	土石流
中正善寺地区	上越市大字中正善寺	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
羽黒(1)地区	阿賀野市羽黒	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後見坂地区	阿賀野市羽黒	次の図のとおり	土石流
裏山沢地区	阿賀野市羽黒	次の図のとおり	土石流
畑江東沢地区	阿賀野市畑江	次の図のとおり	土石流
畑江地区	阿賀野市畑江	次の図のとおり	土石流
いこいの沢地区	阿賀野市畑江	次の図のとおり	土石流
次郎丸地区	阿賀野市次郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒北沢地区	阿賀野市次郎丸	次の図のとおり	土石流
羽黒南沢地区	阿賀野市次郎丸	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
道平地区	糸魚川市大字道平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺ノ木沢地区	糸魚川市大字道平	次の図のとおり	土石流
道平(1)地区	糸魚川市大字道平	次の図のとおり	土石流
道平(2)地区	糸魚川市大字道平	次の図のとおり	土石流
藤後(1)地区	糸魚川市大字藤後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤後(2)地区	糸魚川市大字藤後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤後川地区	糸魚川市大字藤後	次の図のとおり	土石流
藤後(1)地区	糸魚川市大字藤後	次の図のとおり	土石流
藤後(2)地区	糸魚川市大字藤後	次の図のとおり	土石流
藤後地区	糸魚川市大字藤後	次の図のとおり	地すべり
北向地区	糸魚川市大字能生小泊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山地区	糸魚川市大字能生小泊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泊川地区	糸魚川市大字能生小泊	次の図のとおり	土石流
小泊地区	糸魚川市大字能生小泊	次の図のとおり	地すべり
小町地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
片山地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新道地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井の上地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
片山川地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	土石流
能生地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	地すべり
宮ノ上地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	地すべり
越川原地区	糸魚川市大字越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越地区	糸魚川市大字越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

鳥越川地区	糸魚川市大字越	次の図のとおり	土石流
越地区	糸魚川市大字越	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1434号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下川原地区	上越市大字中正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中正善寺地区	上越市大字中正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中正善寺地区	上越市大字中正善寺	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
羽黒(1)地区	阿賀野市羽黒	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
いこいの沢地区	阿賀野市畑江	次の図のとおり	土石流
次郎丸地区	阿賀野市次郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒南沢地区	阿賀野市次郎丸	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
道平地区	糸魚川市大字道平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

樺ノ木沢地区	糸魚川市大字道平	次の図のとおり	土石流
道平(2)地区	糸魚川市大字道平	次の図のとおり	土石流
藤後(1)地区	糸魚川市大字藤後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤後(2)地区	糸魚川市大字藤後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤後川地区	糸魚川市大字藤後	次の図のとおり	土石流
藤後(1)地区	糸魚川市大字藤後	次の図のとおり	土石流
北向地区	糸魚川市大字能生小泊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山地区	糸魚川市大字能生小泊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泊川地区	糸魚川市大字能生小泊	次の図のとおり	土石流
小町地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
片山地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新道地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井の上地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
片山川地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	土石流
越川原地区	糸魚川市大字越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越地区	糸魚川市大字越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥越川地区	糸魚川市大字越	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1435号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 長岡都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・103号見附下新町線
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事務所の所在地
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分

新潟県見附市南本町2丁目、名木野町字原西、双葉町、熱田町字喜多稲場、熱田町字波柳、下新町字新田及び下新町字東村地内

- (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第1436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成25年12月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 佐和田都市計画及び真野都市計画下水道
(2) 名称 国府川流域下水道（国府川処理区）

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
なし

(2) 削除する部分

佐渡市大字八幡字辰巳、字浜、字新田、字野口、字岩野、字七軒町、字中川、字碓、字諏訪、字貝小路、字池田、字千本、字貝小島、字竹之花、字清水、字中江及び字長節、大字長木字前の田、字横戸、字竹之花及び字田中田、大字市野沢字笠井田、大字泉字嶋の前、字中之又、字城の前、字小又、字桶切及び字東沖、大字中興字柳田、字城の前及び字境、大字千種字境及び字中、大字金井新保字西沖、字東道崎、字川東、字やたい及び字唐崎、大字四日町字千束町、字古川通、字配当、字沖、字東方、字川端及び字祇園野、大字長石字千束町、字西通、字東通、字西畑、字谷地、字風除、字浜端及び字高立、大字真野新町字青塚、大字宮川字沖、大字畑野字向川原、字上り詰、字上り爪、字安国寺、字川原及び字畑沖、大字寺田字寺田沖並びに大字目黒町字西沖、字中ノ谷地、字落合及び字四反田の各字の一部、大字新穂皆川、大字上新穂、大字下新穂、大字新穂北方、大字新穂青木並びに大字新穂長畝の各大字の一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成25年12月13日
至 平成25年12月27日

(2) 場所

- ア 佐渡市相川二丁目浜町20番地1（〒952-1555）
新潟県佐渡地域振興局地域整備部計画調整課
イ 佐渡市真野新町489番地（〒952-0318）
佐渡市上下水道課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規定（平成7年新潟県病院局管理規定第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

1 調達物品及び数量

総合病院情報システム機能拡充 1式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立十日町病院経営課
新潟県十日町市高山32番地9

- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年11月8日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社B S Nアイネット
新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 7 落札価格
145,425,000円
- 8 入札公告日
平成25年9月24日
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、眼科レーザー手術装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年12月13日

新潟県立柿崎病院長 藤森 勝也

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
眼科レーザー手術装置 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成26年3月14日(金)
- (4) 納入場所
新潟県立柿崎病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 949-3216
新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1
新潟県立柿崎病院経営課
電話番号 025-536-3131 内線116
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限

平成25年12月20日(金)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年12月25日(水)午後1時30分

新潟県立柿崎病院 リハビリ室3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ウォッシャーディスインフェクターについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年12月13日

新潟県立柿崎病院長 藤森 勝也

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ウォッシャーディスインフェクター 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月14日(金)

(4) 納入場所

新潟県立柿崎病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 949-3216
新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1
新潟県立柿崎病院経営課
電話番号 025-536-3131 内線116

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成25年12月20日(金)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年12月25日(水)午後2時
新潟県立柿崎病院 リハビリ室3

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

- 1 調達物品及び数量
自動精算システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年11月25日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社BSNアイネット
新潟県新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 7 落札価格
28,560,000円
- 8 入札公告日
平成25年10月11日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第69号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成25年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
おおぬきこどもの家	上越市大貫三丁目13番3号 (旧上越市大字大貫2330番地8)	遊びの広間	89.30	平成25年12月1日
		図書室	33.10	

◎新潟県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成25年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,876

- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

342,974

- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,989
新潟市東区	38,084
新潟市中央区	48,916
新潟市江南区	18,893
新潟市秋葉区	21,489
新潟市南区	12,858
新潟市西区	43,087
新潟市西蒲区	16,791
長岡市三島郡	78,070
上越市	54,891
三条市	28,192
柏崎市刈羽郡	26,022
新発田市北蒲原郡	31,769
小千谷市	10,498
加茂市南蒲原郡	11,862
十日町市中魚沼郡	19,153
見附市	11,605
村上市岩船郡	20,239
燕市西蒲原郡	24,943
糸魚川市	13,054
妙高市	9,755
五泉市東蒲原郡	18,892
阿賀野市	12,471
佐渡市	17,209
魚沼市	10,979
南魚沼市南魚沼郡	18,555
胎内市	8,671

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第114号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名の変更について次のとおり届出があった。

平成25年12月13日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

- 現在の代表者の氏名
敦井 榮一
- 変更後の代表者の氏名
福田 勝之
- 変更しようとする年月日
平成25年11月15日